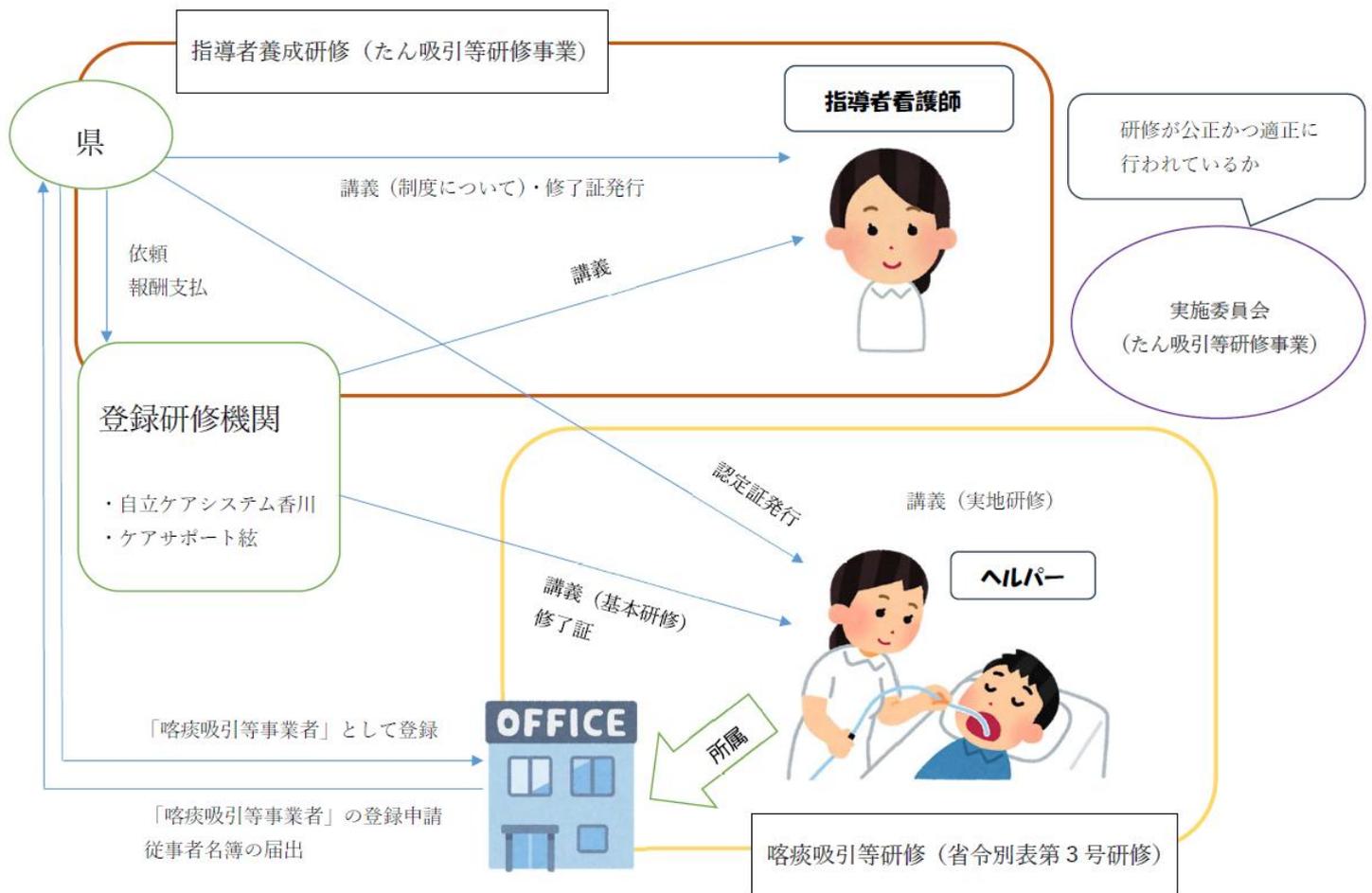


介護職員等による喀痰吸引等の制度について（障害福祉サービス）



○香川県障害福祉課では、介護職員の方等が「特定の者」に対して「特定認定行為」を行うにあたり、(省令別表第3号研修) 認定証を発行しています。

【背景】

医師法、保健師助産師看護師法により定められているとおり、喀痰吸引、経管栄養等の行為は医行為にあたり、医師ならびに医師の指示の下に診療の補助を行う看護師等しか行うことができません。

こういった法の定めがありながらも、平成24年度以前は、「当面のやむを得ない必要な措置」として、一部の施設において、介護職員等が喀痰吸引等の一定の行為を実施することが運用によって認められてきました。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置付けるべきではないか、GHや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもヘルパーの業務として位置付けるべきではないかと、現場から指摘する声が上がっていました。

そこで、平成24年4月より、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改訂により、介護福祉士及び介護職員等が一定の条件の下で喀痰吸引等の特定行為を実施できることになりました。

※平成29年度1月以降に国家試験に合格した介護福祉士は、養成課程において特定行為の教育を受けることより、介護福祉の業務として特定行為を行えるようになりました。

★介護福祉士の資格を持たない介護職員の方であっても、登録研修機関にて「第3号研修」を受講し、修了証の写しと共に「特定認定行為業務従事者認定証」を県に交付申請いただくと、認定証の発行をもって、「特定の者」に対する特定行為が可能になります。

注！

- ①特定行為を行う介護職員が在籍する事業所（登録特定行為事業者）は、**事業所としての登録が必要です。県に登録申請をしてください。**
- ②さらに、事業所の登録後、特定行為を行う**職員一覧の名簿の届出が必要**です。
この名簿は、一度提出して終わりではなく、従事者が新たに認定証を交付されたり、認定辞退に伴い認定証を返却したりするたびに**毎回更新が必要**になります。**県に届出ください。**
(これらは、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の5および第48の6で定められています。)

上記のことが行われないと……

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7に

「都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。」と記載のあるとおり、

特定行為のできる事業所としての登録取り消し、または特定行為の提供の停止を命ずる場合があります。

介護職員の方が特定の者に特定行為を提供する必要ができた際には、必ず

- ①介護職員の方が登録研修機関で第3号研修を受け、修了証を交付される。
- ②介護職員の方が県に認定証の交付申請をし、認定証を交付される。
- ③事業所が登録特定行為事業者として県に登録申請をし、登録される。
- ④事業所が県に「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」の変更登録届出書を提出する。

の一連の手続きを行ってください。

○この手続きが適切に完了して、初めて対象者への特定行為の提供が可能となります。

法令を遵守し、適切な業務の実施をお願いします！！

(最後にこれだけ気を付けていただきたいこと)

★**障害福祉サービス**に係る**第3号研修**の認定証の交付のみ、**香川県障害福祉課**で手続きできます。

※**介護保険**に係る**第1、2号の研修**に関することについては、**長寿社会対策課**（087-832-3275）までお問合せください（第1、2号に係ることの香川県障害福祉課への誤申請が多発しています）。

★香川県障害福祉課では、令和7年9月より、**上記全てをオンラインで電子申請・届出**いただいています。**紙媒体の提出は受け付けられませんのでご注意ください。**

詳細については、HP（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/jigyosha/kyuin.html>）をご確認ください。

★ご不明な点については、香川県障害福祉課（087-832-3292）までお問合せください。